

生活保護法
指定医療機関のしおり

令和6年12月改訂

目 次

I	生活保護法のあらまし	1 P
1	生活保護法の目的と基本原理	1 P
2	生活保護の種類	1 P
3	生活保護の実施機関	1 P
II	指定医療機関の指定	2 P
1	指定医療機関の指定について	2 P
2	指定医療機関の更新について	2 P
3	指定医療機関の変更について	2 P
III	指定医療機関の遵守事項（1～5）	4 P
IV	指導及び検査.....	5 P
1	指定医療機関に対する指導	5 P
2	指定医療機関に対する検査	5 P
V	医療扶助の内容.....	6 P
1	医療扶助の範囲.....	6 P
2	診療方針及び診療報酬	6 P
3	医療券の発行.....	6 P
4	要否意見書.....	7 P
5	病状調査.....	7 P
VI	後発医薬品について.....	8 P
VII	医療扶助のオンライン資格確認について.....	9 P
○	相模原市内福祉事務所一覧	1 0 P
○	中国残留邦人等支援給付に係る医療支援給付の取り扱いについて.....	1 1 P
○	生活保護法（一部抜粋）	1 3 P
○	指定医療機関医療担当規程	2 0 P
○	生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬.....	2 4 P

I 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的と基本原理

憲法第25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。

生活保護法は、この憲法の理念に基づいて策定された制度であり、次の4つの基本原理によって支えられています。

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 生活保護の種類

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種に分けられています。

原則として金銭給付となりますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上現物給付を原則としています。

3 生活保護の実施機関

当市には、緑福祉事務所、中央福祉事務所、南福祉事務所の3か所の実施機関があります。原則として、要保護者の居住地(居住地がないか、明らかでない者については現在地)の各福祉事務所が生活保護を実施しています。

II 指定医療機関の指定

1 指定医療機関の指定について(生活保護法第49条の2)

生活保護法の指定医療機関として指定を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① 生活保護法 第49条の2第2項のいずれにも該当しないこと。(P14参照)
- ② 医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められること。
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第37条の2に規定する医療を行う医療機関については、同法第38条第1項の規定による指定を受けていること。

なお、生活保護法第49条の2第3号各号のいずれかに該当する医療機関については、生活保護法による指定を行わないことがあります。

生活保護法第49条の2第3号

- 一 生活保護利用者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

2 指定医療機関の更新について(生活保護法第49条の3)

指定医療機関の指定は6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。引き続き生活保護の指定を受ける場合は、次の書類を各福祉事務所へ提出してください。

届出の様式は相模原市のホームページからダウンロードができます。

- ・生活保護法等指定医療機関 指定・指定更新申請書
- ・保険医療機関法による指定通知書

(※訪問看護ステーションについては、福祉基盤課より発行される介護保険法の指定通知書)

なお、訪問看護ステーションを除く医療機関については、令和5年7月から、地方厚生局にて保険医療機関・薬局の指定に係る新規、更新、変更、廃止等の申請を行う際に、生活保護法等指定医療機関の申請も兼ねることが可能になりました。この方法で申請した場合には、当市で指定更新の手続きを行う必要はありません。

3 指定医療機関の変更について(生活保護法第50条の2)

指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を停止、休止、再開したときは、届出を提出する必要があります。提出は、医療機関の所在地を管轄する福祉事務所へお願いします。

変更による届出一覧

届出を要する事項	申請書	変更	廃止	辞退	休止	再開	処分	備考
医療機関コードが変更となった	○		○					
医療機関コードに変更がなく、以下の項目について変更があった場合 ①医療機関の名称 ②医療機関の所在地 ③開設者の ・氏名 ・職名又は名称 ④管理者 ・氏名 ※訪問看護ステーションについては、上記③、④に加え、生年月日及び住所の変更があったときも届出が必要となります。		○						
事業を廃業するとき (法人化、移転等のため廃止する場合も含む)			○					
生活保護法による指定を辞退するとき				○				辞退したい日の30日前までにご提出ください
一時、診療を休止するとき					○			
休止した診療を再開するとき						○		
生活保護法施行規則第14条第4項に記載された処分を受けたとき							○	

※原則として、上記内容に変更があった場合は10日以内に届出を提出してください。

Ⅲ 指定医療機関の遵守事項

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により指定された指定医療機関は、次のことを守っていただくことになります。

1 生活保護法第50条

生活保護利用者の医療について、懇切丁寧に担当するとともに厚生労働大臣又は都道府県知事（当市の場合は相模原市長）の行う指導に従ってください。

2 生活保護法施行規則第13条

生活保護利用者の見やすいところに指定医療機関であることを掲示してください。

3 生活保護法施行規則第14条

届出が必要な事由が生じた場合には、速やかに届出を行ってください。

4 不正利得の徴収金(生活保護法第78条第2項)

偽りその他不正の行為によって医療の給付に要する費用の支払いを受けた指定医療機関に対し、返還させるべき額を徴収するほか、返還させるべき額の40/100を乗じて得た額以下の金額を徴収することがあります。

5 指定医療機関医療担当規程

当規定に定められている内容を守ってください。(P20参照)

IV 指導及び検査

1 指定医療機関に対する指導(生活保護法第50条第2項)

【目的】

指定医療機関に対する指導は、生活保護利用者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適切に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

【対象】

すべての指定医療機関

【指導の形態】

一般指導：(ア) 講習会方式による講習・講演

(イ) 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知

(ウ) 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

個別指導：市職員が、指導対象となる指定医療機関において、個別に生活保護利用者の医療給付に関する事務及び診療状況等について、診療録その他の帳簿書類を閲覧させていただき、面接懇談方式により行います。(感染症の感染拡大等の状況から書面で実施する場合があります。)

2 指定医療機関に対する検査(生活保護法第54条)

【目的】

指定医療機関に対する検査は、生活保護利用者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

【対象】

次のいずれかに該当があった場合に検査の対象となります。

ア 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

ウ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の要求に改善が見られないとき

エ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき

【内容】

生活保護利用者の診療内容及び診療報酬請求の適否とその他医療扶助の実地に関して、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む)と診療録(調剤録を含む)その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。なお、必要に応じ生活保護利用者についての調査を併せて行います。

V 医療扶助の内容

1 医療扶助の範囲

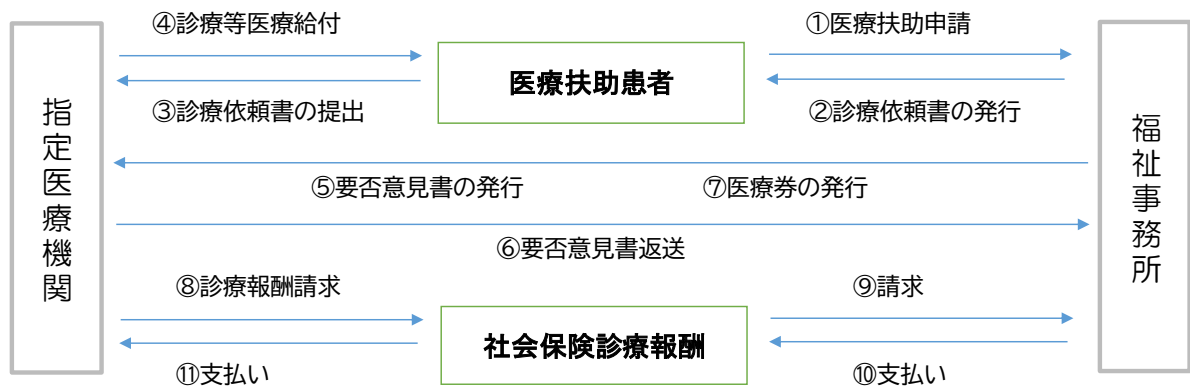
医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われます。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

2 診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険（75歳以上の方は後期高齢者医療制度）の例によります。これによらない場合は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（P16参照）の例によります。

【医療扶助の申請から診療報酬の支払いまで】



3 医療券の発行

生活保護利用者から医療扶助申請（傷病届）を受けた福祉事務所長は、医療の必要性を検討した上で医療扶助の決定を行い、「診療依頼書」を発行します。生活保護利用者の受診を確認した後、医療券を発行し医療機関に送付します。

【注意事項】

医療券を必ず確認してください。

- ・資格…委託患者の資格は、生活保護法単独の場合、生活保護法と医療保険（国民健康保険を除く。）又は他の公費負担医療との併用の場合があります。
- ・本人支払額…「本人支払額」欄に記載のある場合は、この金額を委託患者より徴収してください。
- ・受給者番号…委託患者ごとに番号が付番されます。
※福祉事務所が発行した医療券は、請求後1年間は保管してください。

4 要否意見書

福祉事務所は医療扶助の要否を判断するため、指定医療機関から医療の必要性、内容及び程度についての意見を伺うため要否意見書の交付を求めます。

新たに生活保護を開始する場合や入院時等に要否意見書を送付しますので、医療扶助に係る所要事項を記入の上、速やかに提出してください。

なお、要否意見書は、指定医療機関医療担当規程第7条により無償で交付をしていただくことになります。

5 病状調査

福祉事務所は、生活保護利用者の援助に際し、病状や治療見込み、就労の可否、他法他施策等の活用の可能性等を把握するため、ケースワーカー等が指定医療機関を訪問し、「病状調査」を行う場合があります。

指定医療機関は生活保護利用者の同意がなくとも、個人情報である生活保護利用者の病状について生活保護の実施機関に回答することができます。（行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号及び個人情報保護法第20条第2号第1号の「法令に基づく場合」に該当します）また、医療担当規定第7条により、指定医療機関は実施機関による生活保護利用者の病状等に関する調査に無償で協力していただく必要があります。

VI 後発医薬品について

生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用いただいています。

【生活保護制度を利用している方への処方について】

1. 生活保護制度を利用している患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いいたします。
※例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。
3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護制度を利用している患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。各区の福祉事務所の連絡先はP10をご参照ください。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、後発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。
- ③ 本市では後発医薬品の使用原則化についてリーフレット等を使用して生活保護利用者に説明しております。

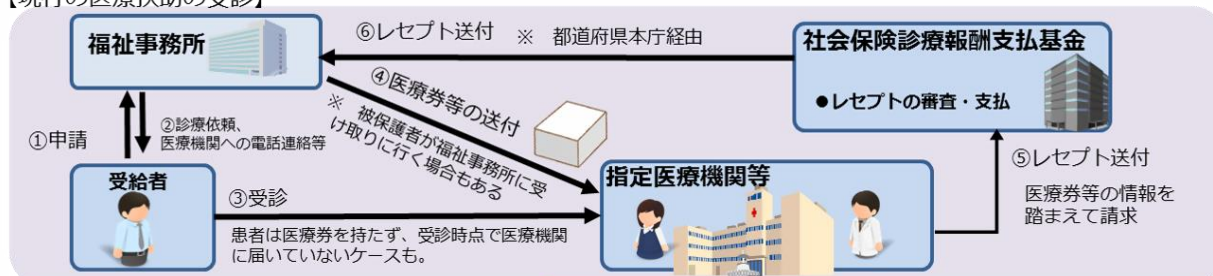
Ⅶ 医療扶助のオンライン資格確認について

生活保護制度における医療扶助について、福祉事務所が発行した診療依頼書を提示して受診する従来の方法に加え、令和6年3月1日からマイナンバーカードを持っている生活保護利用者が当該制度に対応が可能な指定医療機関・薬局（※1）を受診する場合には、マイナンバーカードを提示して受診することができます。

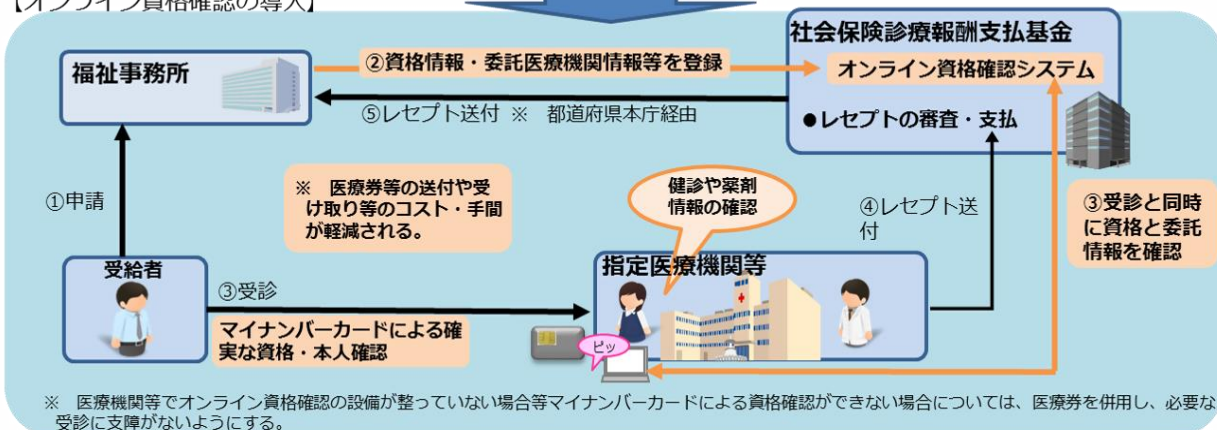
これにより、指定医療機関・薬局では、オンラインで資格情報や医療券/調剤券情報（受給者番号等情報）が確認できるようになるほか、本人の同意があれば、これまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有することができるようになります。

※1 この制度の対応には、指定医療機関・薬局が設置しているレセプト端末のシステム改修が必要になり、既に医療保険のオンライン資格確認の導入が済んでいれば、医療保険と医療扶助の差分にかかるシステム改修の対応で利用可能になります。

【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



- ・システム改修が完了し、当該制度の対応が可能になった際には、生活福祉課もしくは福祉事務所へ連絡いただくとスムーズに利用が開始できます。
- ・緊急等の理由で福祉事務所へ通院の申請をせずに受診した方については、医療扶助の登録処理のため、これまでどおり福祉事務所へ連絡をお願いします。
- ・福祉事務所による資格情報や医療券/調剤券情報の連携が完了するまでに2～3日程度の時間がかかります。連携後であれば、後目的にレセプト端末で、医療機関コードによる一括照会により、医療券/調剤券情報の確認もできます。

【指定薬局へのお願い事項】

- ・指定薬局におかれては、生活保護利用者がマイナンバーカードで受診した際にレセプト端末で確認できる情報は、資格情報のみになります。調剤券情報の確認（調剤券の請求）には、これまでどおり福祉事務所へご連絡等をお願いします。

相模原市内福祉事務所一覧

【緑福祉事務所】 公費負担者番号 12142634

緑生活支援課（主に緑区の津久井・相模湖・藤野地区以外を担当）

〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階

電話 042-775-8809

緑生活支援課（主に緑区の津久井・相模湖・藤野地区を担当）

〒252-5172 緑区中野633 津久井総合事務所本館3階

電話 042-780-1407

【中央福祉事務所】 公費負担者番号 12142618

中央生活支援課（主に中央区の区域を担当）

〒252-5277 中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階

電話 042-769-9265

【南福祉事務所】 公費負担者番号 12142626

南生活支援課（主に南区の区域を担当）

〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階

電話 042-701-7720

中国残留邦人等支援給付に係る医療支援給付の取り扱いについて

中国残留邦人等への支援等については、平成19年12月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が成立したことにより、平成20年4月1日より中国残留邦人等支援給付制度が創設され、生活保護法に準じた扱いを行っているところです。

そのため、平成20年4月1日以降は、生活保護法による医療機関等の指定と併せ、中国残留邦人等支援給付に係る医療機関等の指定を行っています。

1 医療支援給付の概要

医療支援給付の範囲や診療報酬等については、原則として生活保護法の医療扶助の取り扱いを準用します。支援給付の対象者は、生活保護利用者と同様、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外となることから、被用者保険や他法他施策により医療給付がなされる場合を除き、医療費の全額が医療支援給付の対象となります。

2 支援給付の対象者

老齢基礎年金の満額支給を受けてもなお生活の安定しない中国残留邦人等及びその配偶者で当市から支援給付決定を受けている者。

3 医療支援給付の手続き

医療支援給付は、対象者が希望する医療機関を受診することができます。

給付の手続きは生活保護の医療扶助と異なり、原則実施機関と医療機関との間で受診等の確認を行っていただくこととなります。また、受診の際には、支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等であることを証する「本人確認証」を医療機関の窓口で提示することになっていますので、よろしくお願いいたします。

4 医療支援給付に係る報酬の審査支払い

診療報酬の支払い審査業務は、生活保護同様に社会保険診療報酬支払基金に委託しています。公費負担者番号の法別番号は「25」です。

5 実施機関

相模原市健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課 保護自立支援班

6 本人確認証について

相模原市では下記の通り、本人確認証を発行しています。

(表面)

写 真	本人確認証	No _____
	氏 名 生 年 月 日 性 別 住 所	
縦：30mm 横：25mm	上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。	
発行日	相模原市長	
この確認証の有効期間は、 から までとする。		

(裏面)

(注意)

- (1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に申し出てください。
- (3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
 - ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。
 - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
 - ③確認証の有効期間が満了したとき。
 - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
 - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4)医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示してください。

(実施機関)

所在地 相模原市中央区中央2丁目11番15号
連絡先 相模原市役所 健康福祉局生活福祉部 生活福祉課
電話番号 042-707-7021 (直通)

備考

- ・サイズはカードサイズとする。
- ・フィルムで完全密封する。
- ・有効期限は5年間ごとに更新する。
- ・再発行の際は「再発行」と表示する。

生活保護法（一部抜粋）

第三章 保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（医療扶助）

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（医療扶助の方法）

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関

（医療機関の指定）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

- 第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

○指定医療機関医療担当規程

〔昭和25年厚生省告示第222号〕

〔直近改定平成30年厚生労働省告示第344号〕

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送

四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

附 則

この規程は、昭和25年8月23日から施行する。

(中略)

改正文（平成30年9月28日厚生労働省告示第344号）抄

平成30年10月1日から適用する。ただし、指定医療機関である診療所において、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の指定医療機関医療担当規程第7条第2項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、

明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。

○生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和三十四年五月六日)

(厚生省告示第百二十五号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十二条第二項(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和三十四年一月一日から適用し、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和二十五年八月厚生省告示第百二十二号)は、昭和三十三年十二月三十一日限り廃止する。

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

- 一 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第二条第七号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 三 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十二条第一項第一号に掲げる場合の例による。
- 四 前三項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の基本原理及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四

年法律第七十三号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

六 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第四十五条第三項(同法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第十九条第一項第二号又は同条第二項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第三項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

七 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大

臣の定める基準若しくは同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

八 第六項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第六項の規定は、これを適用しない。